

「行動・償いの印・平和奉仕」の イスラエルでの活動とパレスチナ問題

陳 怜 美

第1章 はじめに

本稿は、「行動・償いの印・平和奉仕（Aktion Sühnezeichen Friedensdienste）」（以下 ASF）におけるイスラエルでの活動がパレスチナ問題との関わりにおいて、何を意味しているのかを明らかにするものである。

ドイツ帝国の継承国家である西ドイツには、常にナチとの決別を示す必要があった。そこでナチ犯罪の加害者の訴追やネオナチの規制などさまざまな取り組みからなる「過去の克服」が国是とされ、反ユダヤ主義を許容しない公的規範が形成される。西ドイツ社会において、イスラエルに連帯を示すかどうかとは単に国際情勢の話題というだけでなく、ナチの過去や反ユダヤ主義との距離を測る試金石としての側面をもっていた。第三次中東戦争をきっかけにイスラエルの侵略的性格が「発見」され、イスラエルに批判的な立場が見られるようになるが、それは反・反ユダヤ主義の公的規範との間にジレンマを抱えることになった。本稿の問題関心は、西ドイツでパレスチナ問題を論じるとはどのようなことかという問いにある。この関心のもと、本稿では ASF のイスラエルでの活動に注目する。

ASF は 1958 年にベルリンで創設されたプロテスタント系の団体である。ASF は 1965 年のテオドル・ヘス賞や 1993 年のプーバー＝ローゼンツヴァイク・メダルを受賞しており、戦後ドイツ社会で市民社会アクターとして高い評価を得てきた¹⁾。「行動・和解の印」という名称で創設された同団体はその後数度の名称変更を経ているが、本稿では特に言及されない限り、ASF で統一して叙述する。

ASF では経済的補償のみでナチ不正の埋め合わせとすることはできないという考えが共有されており²⁾、ナチ時代にドイツがもたらした多大な苦痛に対して「償いの印」を示すことを目的に活動が行われている。こうした創設の理念ゆえに ASF は全ドイツ的な団体として構想されていたが、東西対立の影響を受け、西ドイツでの団体の活動は東西ドイツの統一までの間東ドイツでのそれと切り離されて行われた³⁾。「償いの印」は、ボランティアによる実用的な作業を通して表される。ボランティアは諸外国に赴きナチ被害者とその社会のために活動してきた。当初は建設作業に携わり、後には老人ホームや障害者施設などでの仕事に従事するようになった。

ASF のイスラエルでの活動は 1961 年に始まった。イスラエルで活動した ASF ボランティアからは、ジャーナリズム、プロテスタント教会、政治、研究の世界で中東やイスラエルを専門とする者が輩出されている⁴⁾。活動の初期段階では、キブツでの作業や建設作業が行われていた。ASF

こうした活動は、1960年代の西ドイツ社会における左派の親イスラエル傾向のうちのひとつに数えられる。西ドイツとイスラエルの間に外交関係が樹立したのは1965年のことだが、それまでASFはイスラエル承認のために尽力していた⁵⁾。

ASFのイスラエルでの活動はナチの過去への妥協のない取り組みという側面だけでとらえられるものではない。ASFが例えば建物のような「償いの印」をおこうとしたイスラエルには、パレスチナの地にもともと存在していた村や集落を破壊しその上に都市やキブツを整備するという建国の成り立ちがあった。決して切り離すことのできないパレスチナ問題との関わりにおいてASFのイスラエルでの活動の意味が問題になってくる。

その考察のために、本稿ではASFのイスラエル部局の担当者イエレン・ベーメの「過去の負担と現代の矛盾 ASF ボランティアあての手紙から」(以下「手紙」)を参照する。これは1982年9月に雑誌 *Junge Kirche* に掲載された記事であり、イスラエルのレバノン侵攻を背景に執筆された⁶⁾。当時ASFボランティアの間ではイスラエルでの活動への疑問が生じていた。これに対してベーメは、かつてのボランティアで現在はASFの幹部になっている者やイスラエル部局にいる者などの間で行われたASF内での議論をふまえて⁷⁾、ボランティアたちにイスラエルでの活動継続への理解を求める。

ASFのイスラエルでの活動を扱ったものとしてはMartin W. Kloke, *Israel und die deutsche Linke. Zur Geschichte eines schwierigen Verhältnisses* やAnton Legerer, *Tatort: Versöhnung. Über die Aktion Sühnezeichen, Friedensdienste in der BRD sowie in der DDR und Gedenkdienste in Österreich* が挙げられる。先行研究においては、1970年代を中心にASF内部でその関心の向かう先が「償い」から「平和」へと移っていき、二つの概念の間で葛藤が生じる局面をとらえる視点が一般的である。本稿でもこうした視点は引き継がれるが、ベーメや他のASF幹部が執筆した雑誌 *Zeichen* の記事を参照し、そこで両概念が対立するものとは考えられていないことに留意する。「償い」と「平和」の二項対立に留保をつけているものとしてはChristiane Wienand, 'From Atonement to Peace? Aktion Sühnezeichen, German-Israeli Relations and the Role of Youth in Reconciliation Discourse and Practice' がある。

第2章ではASFの創設とイスラエルでの活動を概観する。第3章ではベーメの「手紙」の内容を取り上げる。概ねベーメの論の流れに沿いながら、そのイスラエルでの活動を続けるという主張を明らかにする。第4章では「手紙」におけるベーメの主張を他の文献を参照しながら考察する。第5章ではこれまでの総括を行い結論を述べる。

第2章 ASFの創設とイスラエルでの活動

第1節 ASFの創設

1958年4月、ザクセン教会管区の教会会議議長ローター・クライシヒはドイツ・プロテスタント教会会議にASFの創設を要請した。創設要請の声明は、「私たちドイツ人は第二次世界大

戦を始め、すでにそれによって、ほかの人以上に人類の計り知れない苦難を招いた責任がある。ドイツ人は神に対する冒瀆的な反乱で数百万のユダヤ人を殺害した。私たち生き残りのうちでそれを望まなかった者は、それを阻止することを十分に行わなかった」という言葉で始まる⁸⁾。ASFの原点は、ナチ体制の下で犯された犯罪の罪を受け入れるというクライシヒの発言である⁹⁾。この罪の自認によって、ASFは、国内外の他のキリスト教による和解と平和の奉仕の取り組みから一線を画す事になった¹⁰⁾。

声明は、「私たちにいまだに平和が訪れていないのは、とりわけ和解があまりにもわずかにしか行われていないという理由からだ。13年が、まずぼんやりとした感覚麻痺のうちに、次いで不安でいっぱい新たな自己主張のうちに過ぎた」と続く¹¹⁾。ASFは戦後の経済発展をとげる西ドイツ社会が復古的な性格を帯びていたことに批判的な目を向けていた¹²⁾。

クライシヒは、こうした状況に対応するために「自らを本当に許し、許しを請い願ひ、この考え方を実践する」ことを説く。そして「私たちはその印に、私たちの暴力を被った諸国民に、彼らが私たちに、私たちの手で、そして私たちの資金で、彼らの国で何か善いことをすること、例えば村、住宅地、教会、病院あるいはその他に彼らが公共の利益になるとして必要とするものを、和解の印として建設することを許してくれるよう請い願う」と呼びかけ、「私たちがおそらく最も傷つけたであろうポーランド、ロシア、イスラエルから始めよう」と続ける¹³⁾。

声明はまずドイツ人に向け「一年ずつポーランド、ロシア、あるいはイスラエルに赴き、ともに平和の印を築く」ことを提案する。このときクライシヒは「奉仕」を東西のドイツ人を「一つにまとめる」ものとして考えていた。最後に、「奉仕」が「なにかたいそうな援助や補償としてではなく、許しと平和の請願として受け入れ」られ、その実現に向けた手助けを得られることを望むという、ポーランド、ソ連、イスラエルの政府に対する願い出と、東ドイツ、西ドイツの両政府に活動の許可と援助を求める願い出で、この創設声明は締めくくられている¹⁴⁾。そしてこの声明に対する120人中79名の署名でもって、ASFは「行動・和解の印」という名称で発足する¹⁵⁾。

この「和解の印」という名称に対して、ベルリンのプロテスタント・アカデミー理事長のエーリヒ・ミュラー＝ガングロフは異議を唱えた。それは、罪責者にとって許しと和解は恩恵であるのに、これを罪責者の方から罪を被った人びとに要求するのは良心を知らぬ行為であるというものだった。クライシヒはこれを受け、名称を「行動・償いの印」と変更した。この名称変更のいきさつは、ASFが団体としての自己理解を深めていく過程そのものである。そこには、許しを与えるかどうか、和解するかどうかを決める行動の主体はあくまでも他者の側であるというASFの和解についての考え方を見出せる¹⁶⁾。もっとも、ASF幹部の多くのテキストのなかで、またASFボランティアの意見のなかでも「償い」という概念と「和解」という概念は厳密に区別されずに同義の言葉として使われていたという¹⁷⁾。

第2節 ASFのイスラエルでの活動および「償い」と「平和」

1961年春に、ASFでは11人のボランティアがイスラエル行きを予定していたが、同年4月のアイヒマン裁判の影響で、ボランティアたちのグループが実際にイスラエルで活動を始めることができたのはそれから半年後の10月に入ってからだった。ボランティアたちが滞在したキブツ・ウリムは、ドイツ人のグループを受け入れるのが適切なのかについてキブツ内部で行われた長い議論の末に、ボランティアたちはもともとASF側が想定していた建設作業ではなくキブツでの労働に組み込まれることとするという条件でASFボランティアの受け入れ先となっていた。1962年春から1963年春に二番目のボランティアグループがキブツ・バハンで活動した。初期のASFが重きをおいていた「建設プロジェクト」は、三番目のボランティアグループになってようやく始まった。ボランティアたちはイェルサレムで盲学校の建設に従事した。その後の数年間、ASFはさまざまな建設計画に携わった。ボランティアたちは、身体に障害のある子どものための病院「アリユン」が新築される現場で活動し、またキブツ・バハンでのプール建設を手伝った。他国でのボランティアの活動と同様、活動の重点は建設から孤児院、老人ホーム、障害者施設での活動といった社会的なものへと移っていった¹⁸⁾。

その創設の経緯ゆえに、この間の活動はユダヤ系住民に向けられたものばかりであり、ボランティアがアラブ系住民と接する機会もほぼなかった。そのため、自分たちが赴き活動するパレスチナの地に政治的な紛争が存在すること自体、1967年の第三次中東戦争までASFの意識にのぼることはなかった¹⁹⁾。

第三次中東戦争後もASFは、連邦共和国の左翼の伝統的なイスラエルへの連帯を守った。しかし、この戦争とその結果がもたらす領土的政治的な変化は、ASFに「パレスチナ問題」を認識させることになり、そのイスラエルでの活動の内容に影響した。活動は、「一方ではナチのユダヤ人絶滅を背景に、イスラエルで暮らす犠牲者に『償いの印』を示す努力をし、また他方では差別されているイスラエルのアラブ系のマイノリティーのための補完的なプロジェクトによって、中東における平和的な展望に少なくとも象徴的な貢献をすることを意図する」ものとなった²⁰⁾。

さらにこのことは、イスラエルでの活動のみならずASFの組織としてのあり方をも変えることになる。1968年にはASFではそれまでの名称「行動・償いの印」に「平和奉仕」を追加するという変更がなされた。それと同時に、良心的兵役拒否者をボランティアとして受け入れ始めた²¹⁾。

1971年以降、ASFのイスラエル部局内において、数的な面でこうした良心的兵役拒否者の影響力が増した。その認識では、過去と結びついた贖罪思想以上に現在問題となっているパレスチナでの紛争に目を向けることが優先されていた。このようにボランティアたちの間では「償い」に対して「平和」により関心が向けられる傾向が見られ、それによりASFのアイデンティティまでもが脅かされかねないものになっていた。このようななかで、1978年春にASFのバスがナブルスでテロ被害に遭う。このときにドイツ人の若者二人が致命傷を負った。この事件が、ASFがパレスチナでの紛争の原因や経緯について、またその平和への展望が乏しいことについて徹底

的に議論する必要に迫られるきっかけとなる。事件から2年後の1980年に出版された『ここは私たちの土地だ イスラエル占領下の西岸とガザ』(J. Metzger/M. Orth/C. Sterzing, *Das ist unser Land. Westbank und Gaza-Streifen unter israelischer Besatzung*, Bornheim-Merten, 1980)は、かつてASF ボランティアをしていた3人の著者が豊富な資料による裏付けを得てイスラエルの占領政策をテーマに執筆したものである²²⁾。

バスが襲撃された事件とともにASF 内部で「償い」と「平和」の比重をめぐって緊張をもたらすことになったのが、1982年夏のイスラエルによるレバノン侵攻である。レバノン戦争を目の当たりにし、ASF 内部ではユダヤ人国家でのあらゆるASF の活動の考え方には、伝統的な親イスラエル主義によるモラル上の検閲の結果が見られるという声が聞かれるようになった。このように先鋭化した議論に応じて、ASF のイスラエル部局の担当者であるイエレン・ベームは、「手紙」を執筆した²³⁾。

これまで述べたとおり、ASF のイスラエルでの活動は、「償い」と「平和」の葛藤、あるいは「償い」から「平和」への移行のさなかにあるASF という団体そのものの自己理解と相関関係にあった。ただし、ASF のイスラエルでの活動がこうした二項対立の枠組みにおいてのみ議論されるのは必ずしも適切なことではない。というのもASF の幹部たちの中には「償い」と「平和」は分かちがたいものであるという考えが存在したからである。このことは第4章で扱う。とはいえ次章から考察する「手紙」は、ボランティアたちの関心が大きく「平和」に傾いていたなかで書かれたものである。

第3章 イエレン・ベームの「手紙」

第1節 ASF のイスラエルでの活動が直面する困難さ

ベームはレバノン戦争がASF に与える影響を指摘する。レバノン戦争によってASF は、そのイスラエルでの活動において、また発足の理由に深く結びついている反ユダヤ主義との闘いにおいても、困難に直面することになった。

ベームの指摘によれば、ASF の一員としてイスラエルで活動している者は「この紛争を最も近い所から経験している。」それはつまり、「どのように予備役兵士が召集されるのかを見る」こと、「今レバノンにいるイスラエル人と知り合いである」こと、「構成員の死に対するキブツ内の反応を身をもって知る」こと、「なぜこの戦争が不可避だったかという釈明を聞く」ことである。ベームは「おそらく彼らは、ASF の活動がイスラエルにいるアラブ人の理解を得ることはこれまで以上に難しいということをを知るだろう」と推し測る²⁴⁾。

そしてこのことが、ASF にその活動や原点、ひいては存在意義についての問い直しを促す。ASF の活動は、「ナチ犯罪に対する固有の責任とそこから生じる結果に応じる」必要を原点とし、その「印となるような実地の活動」がイスラエルで始まってから、当時すでに20年以上が経っていた。西ドイツでは、ASF はその発足の当初から、反ユダヤ主義、反共産主義、右翼過激主

義と闘うなど、「戦争がないという意味での平和以上の平和」のために尽力してきた。それにもかかわらず、平和団体であるはずのASFが活動しているイスラエルは、「戦争がないという意味での平和以上の平和」どころか戦闘行為そのものが行われている「平和のない国」である。この事態にイスラエルがより多くの責を負っていることをふまえて、ベームはASFがおかれた状況について「依然として潜在的な反ユダヤ主義に対する私たちの闘い、ならびに十分に考慮されていないイスラエル批判とイスラエルの生存権の疑問視を通じて反ユダヤ主義に急変する反シオニズムに対する私たちの闘いは、イスラエルの政治によってますます難しくなる」と表している²⁵⁾。

このような現実直面して、ASF内部では、これまで「償いの印の奉仕」を行ってきたことや兵役拒否をしていることなどについて、またイスラエルでの和解や平和のための奉仕活動の今後のありようについて再考を迫られることになった。イスラエルでの活動は続けることができるのか、どのようにして続けるのかということが問われていた²⁶⁾。

第2節 イスラエルでの活動を続けるという主張

イスラエルでの活動のみならずASFの自己認識までもが困難に直面しているにもかかわらず、ベームは、ASFがイスラエルで変わらず活動を続けていくという意思表示をする。それは「ASFのイスラエルでの活動の発端は、その時その時のイスラエルの政府とは無関係に妥当性をもつ。これがそうであるのは、歴史は取り消されることも修正されることもできないからだ。それは、ASFのイスラエルでの任務が、レバノンでの戦争の犠牲者によっても、またあらゆるユダヤ系住民の間でほとんど無批判に政府の政策が支持されていることによっても、有効性を失わなかったということを意味する²⁷⁾」というものである。イスラエルでの活動を続けるべきであるというこの主張は、活動そのもののもつ意味という側面と、活動を取りまく環境はどのようなものかという側面の両面から説明されている。

「身体および精神障害者との活動」は、ASFのイスラエルでの活動の一つだが、これはナチ政権下で障害者が犠牲になったことへの「改心の表明として」だけではなく、「今日の社会におけるマージナルグループとしての彼らとの連帯の表明として」行われていた。イスラエルでの活動は、「老人ホームにいるドイツの強制収容所からの生還者との活動」や「ヤド・ヴァシェムでの活動」といった、そのホロコーストの歴史と向き合う姿勢に強く結びついたものに軸足をおきながらも、より普遍的に、劣位におかれ差別や抑圧を受ける人々を対象とするものへと広がりを見せる。したがって、ASFにとっては、イスラエルで暮らすパレスチナ人もその視野の内にあり、「パレスチナで両者が生存する権利を承認することに基づき交流を行う和解イニシアチブにおける活動」も、「現実にイスラエルの生活の一部をなすアラブ人の文化を知るための、イスラエルで差別されているこのマイノリティーとともにいるための、アラブ人地区での活動」もやはりイスラエルでの欠かせない活動の一つである。こうした活動はそれ自体に意義があり、それは何か外的な要因に影響されて減じたりなくなったりするものではないとベームは考えている²⁸⁾。

一方でその外的な要因として問題となるのが、ASFが活動するにあたっての、受け入れる側

の社会における政治的公正さや人権状況である。ベームは、ボランティアの間で、イスラエルで活動することが多少とも「ボランティアが中東紛争の軍事的『解決』をそのあらゆる帰結とともに内容とする政策を支持している」ことになるのではないかという疑問があることを認識している。そして、こうした懸念に対して「イスラエルによる暴力に直面して、政治的状况についての純粋な心配を表しているのかもしれないし、あるいははっきりした反応を望んでいるということかもしれない」とみなして「正当なもの」であると理解を示している²⁹⁾。

それにもかかわらず、ベームにとって、暴力や不正、抑圧といったイスラエルの政府と社会が抱える問題は、活動の存続の是非を左右するものではない。

第二次世界大戦中にドイツと戦い、あるいはその占領を受け、ナチ犯罪の被害を被った国は戦後に ASF の活動の場となった。ASF のボランティア先である社会が、暴力や不正をはたらく政権とそれを支持する国民という問題を抱えている例はイスラエルに限らず存在した。ベームが言及するのが、「アルジェリアで戦争と拷問が行われていた間」のフランスや、「フォークランド／マルビナス戦争とそれにより噴出し、その平和運動の中にまで波及したナショナリズム」を経験したイギリス、「エルサルバドルにおけるその役割」や「大部分はアメリカの国際政策によっていわゆる第三世界で日々飢え死にしている無数の人々」について指摘されるべきところのあるアメリカ、「戒厳令が宣言されて以来」のポーランドである³⁰⁾。

ベームはこうした状況において ASF が活動を続けてきたことを背景に、「ASF が活動している他の国でも、『きれいな』活動を果たし、そのときどきの社会の不正に関与することなく活動することはありえない」と指摘する。そのため、「この問題のゆえにイスラエルでの活動を打ち切るべきではない」のである³¹⁾。

第3節 反ユダヤ主義に対する懸念

第1節で言及したようにベームは、他でもない「イスラエルの政治」が、「依然として潜在的な反ユダヤ主義」や「十分に考慮されていないイスラエル批判とイスラエルの生存権の疑問視を通じて反ユダヤ主義に急変する反シオニズム」に対する ASF の「闘い」を難しくしていると述べる。反ユダヤ主義の拒絶は発足以来 ASF の重要な価値観のひとつであり、20年にわたるイスラエルでの ASF の活動はこの価値を反映している。西ドイツではイスラエルによる戦争や日常の暴力に目が向けられた結果、イスラエルの政策やシオニズムが批判の対象とされるようになった。一方でそうした批判には、戦後の公的規範で許容されないはずの反ユダヤ主義が顕在化する余地が残されていた。

イスラエルに批判的な言説に紛れ込む反ユダヤ主義の存在は、ベームに、ASF のイスラエルでの活動をやめてはいけないという思いをより強くさせる。それは、「連邦共和国内の反応は……依然として ASF に出されている課題を明確にする。どうやら—— よりによって左翼にも—— イスラエルの政治をナチの政治と比較する、あるいはそれどころか同一視するという、抑えられない衝動が存在するらしい。これは歴史的に間違っているし、人道的に非難すべきもの

だ」というものである。ペーメは、「意識的あるいは無意識の試みである」イスラエルとナチの比較は「当時の犠牲者による今日の行いを指摘することで、自分たち自身の過去との取り組みという負担から逃れること」であるとして、そのなかにナチの過去から免責されたいという願望を見てとる。そしてそれは「亡くなったユダヤ人犠牲者や存命のユダヤ人犠牲者の運命を相対化する」ことであると警鐘を鳴らしている³²⁾。

ペーメは公開声明のような形でイスラエルを批判することに積極的ではない。そこに未だ克服されていない反ユダヤ主義がイスラエルとナチの比較として表出することは、イスラエル内外のユダヤ人の信頼を得ることはおろかこれまでのASFの取り組みに逆行すると懸念しているためである³³⁾。ペーメは、「イスラエル内外のユダヤ人に対して中東での動向に関する心配や疑問を伝えることを重視している人は、この比較によって、自分であらゆるコミュニケーションの可能性を遮断する。それに関して、一部ユダヤ人自身がこの比較を行っているという事実もまた、何も変えない。それが非ユダヤ人によって行われるのかユダヤ人によって行われるのかは、……著しい相違であり続ける³⁴⁾」と断じる。

さらにこの後でペーメは、「ASFは確かにドイツの過去に犯された犯罪をその活動の出発点にしているが、ボランティアたちが活動している国々における不正や犯罪には口をつぐみ、この沈黙によって共犯になるという印象が生じたかもしれない。何が沈黙かは明らかである。だが、沈黙の逆は何か？——発言？公開声明、態度表明、厳しい非難、要求リストが沈黙の逆なのか？すなわち、それどころか全ての活動と活動を引き受ける人々すべてが、彼らのもとで行われる議論や彼らと受け入れ国の人々、グループ、施設との間に存在する結びつきが、非沈黙の現れではないのか？³⁵⁾」と続ける。ここには、イスラエルをはじめボランティアを受け入れる社会における不正や犯罪をASFはただ黙認するばかりではないという姿勢を示すにあたって、ペーメが活動に信頼を寄せていることが表れている。それは「公開声明」や「厳しい非難」等を発しなくても、活動を行うことが十分にASFの声として機能するという考えである。

第4節 小括

「手紙」のなかでペーメは、イスラエルでの活動そのものがもつ意義とそれがイスラエルの政治状況を理由に失われることはないということ、またイスラエルを批判する言説のなかに反ユダヤ主義が見られること、反ユダヤ主義との闘いはASFの創設以来の存在意義の核心部分であることを指摘している。これらの理由から、ASFはイスラエルでの活動を取りやめてはいけないというのである。

ASFの特にイスラエルでの活動は、「ナチ犯罪に対する固有の責任とそこから生じる結果に応じる」という原点を守ること、それと同時に、ASFの「償い」の活動の現場であるイスラエルにおいて被差別者、被抑圧者であるパレスチナ人の助けとなることを要求されている。このことをペーメは、「私たちは、自分自身の過去による、また現代の矛盾による負担の真っ只中にいる」と表現し、「過去の負担」と「現代の矛盾」の両方を受けようとする³⁶⁾。

「手紙」は、「この負担と矛盾と一緒に全面的に応じる」ことと「単純で扱いやすく、自分自身のアイデンティティの公開表明に方向づけられた答えを期待しない」ことにより「私たちは、取り組みにおいてかえって先へ進む」という可能性を示唆することで締めくくられる³⁷⁾。

第4章 イスラエルで活動を続けることの意味

第1節 コミュニケーションとしての活動

「手紙」は、イスラエルによるレバノン侵攻という状況において、ASFがイスラエルでの活動続けるべきであるということを主張するものである。イスラエルで活動することを疑問に思い、あるいはイスラエルの行いを批判する声明などを出すことを期待するボランティアたちに対して、ベームは「公開声明」や「厳しい非難」の危うさを指摘するとともに、活動こそが暴力や抑圧、不正を黙認しない態度を表すことになるのだと説得を試みている。そしてそれは「過去の負担」と「現代の矛盾」に「一緒に全面的に応じる」ことであり、こうした取り組みにおいては早急かつ明白な結論を出すことは適切ではないという。本章では「手紙」におけるこうした主張を、コミュニケーションとしての活動、ASFの原点、「償い」と「平和」をめぐる自己認識のそれぞれの側面から考察する。

本節では活動のコミュニケーションの試みとしての意味に着目する。前章第3節で取り上げたように、「手紙」の末尾には「イスラエル内外のユダヤ人に対して中東での動向に関する心配や疑問を伝えることを重視している人は、この比較によって、自分であらゆるコミュニケーションの可能性を遮断する」とあり、イスラエルに批判的な考えを表明することとイスラエルとナチを比較することの近さに対するベームの懸念が表れている。活動は、こうした「コミュニケーションの可能性を遮断」しうる意見の表明の方法の対極にあると考えられている。

ASFの活動を通じてこれまで積み上げられてきたコミュニケーションに、ベームが信頼を寄せていることは、注目に値することである。

ベームは1985年11月の「『ASF』のイスラエルでの活動——歴史と進展」で、「イスラエルでのボランティアの活動」を、「あらゆる会話と学習プロセスとともに行われる」ものであり、それらは実際の奉仕が終わった後に西ドイツ社会において「多かれ少なかれ効力を発揮する」と説明している³⁸⁾。ここでの記述に依拠して、以下にASFのイスラエルでの活動の流れを概観する。

イスラエル行きのグループは、実際の奉仕が始まる前に二度週末に集まり、「ユダヤ人」、「反ユダヤ主義の歴史」、「シオニズム」、「中東紛争の歴史」、「ASFのイスラエルでの活動」というテーマに取り組む。その次に西ベルリンとポーランドで4週間にわたる準備セミナーが行われる。そこでは特にドイツの歴史とASFの自己理解への取り組みが重要なことであり、ポーランドではボランティアたちがアウシュヴィッツ追悼の地を訪問する。イスラエルでは3か月キブツに滞在するが、その前後にはそれぞれ2週間のセミナーがある。その際ボランティアたちは研究発表、ディスカッション、小旅行によってイスラエルの歴史と現在の状況を学ぶ。実際の奉仕期間中に

も、「ボランティアセミナー」がいくつか行われる。それぞれが経験したことについてやり取りするだけでなく、ボランティアたちは常に、イスラエルでの社会福祉活動、イスラエルにおける軍、セファルディムのユダヤ人、政党構成、ASFのイスラエルでの活動の自己理解といった「重点テーマ」を共有していた。帰国後、西ドイツで「復習セミナー」が行われる。そこでイスラエルから帰ってきたボランティアたちは、他の国での活動を終えたボランティアたちと自分たちの経験について話し合う。その後、彼らの経験は学校等 ASF 外の人々に伝えられるのである³⁹⁾。

ASFの活動は、単にボランティアが老人ホームでの手伝いなどの仕事を行うことに終始するような一方的なものではない。そこでは活動期間を通して学びと意見交換の機会があり、ボランティアたちが問題意識や知見を共有することに重きがおかれている。そのうえでこうした活動の経験は、今度は西ドイツ社会にもたらされる。

そればかりかさらに、現場でのボランティア業務そのものにもコミュニケーション的な側面があることについては、小田博志の『窓拭き』と『聴く耳』——『行動・償いの印・平和奉仕』とインフォーマルな和解』が参考になる。小田は、このことを1993年にプラハで活動したASFボランティア、フリーデマン・プリングトの事例研究から明らかにしている。

プリングトの業務内容は、プラハのユダヤ人コミュニティで高齢者を訪問し、住居の清掃など身の回りの世話をすることだった⁴⁰⁾。このような実用的な作業は、ホロコーストの記憶にかかわる会話のきっかけとなって、コミュニケーションを媒介する働きをする。またこれにとどまらず、作業それ自体が共同性や共生関係を体現する身体を通じた非言語のコミュニケーションでもある⁴¹⁾。

プリングトの活動はこのようにして構築された関係の上での会話を中心に行われた。ここにおいて、とりわけ重要性を帯びたのが「聴くこと」である⁴²⁾。その意味を、小田は「プリングトが会った年寄りたちにとって『ドイツ人』とは『聴く耳』をもたず、自分たちの権利を剥奪し、強制収容所へと追いやる存在であった。その『ドイツ人』が今、自分の生活の世話をし、そしてかつての体験に耳を傾けてくれている。これは……その老人たちをステレオタイプ化されたドイツ人とユダヤ人との関係性から解放するものであった⁴³⁾」ととらえる。そして「……聴き手が『不信』『否定』『拒絶』などの姿勢を取って、相手の言葉を受け入れないことも可能であることを考えると、『聴く』とはひとつの能動的行為だといえる」ということから、まず他者を受け入れ、それから他者に受け入れられるという関係修復のありかたをここに見るのである⁴⁴⁾。

第2章で言及しているように、他者の主体性の尊重はASF創設以来の和解観の根幹をなすものである。ASFの活動は、他者の主体性を奪わないこと、あるいはすでに奪われた他者の主体性が回復されるように努めること、そしてそのために自分自身は相手にとっての客体であることに徹することによって積み重ねられてきたといえる。それは、このようにして加害と被害、抑圧と被抑圧に規定された関係を再構築しようというものである。こうしたASFの活動への考え方は普遍性をもつ。「手紙」で主張されるように、「全ての活動」と「活動を引き受ける人々すべ

て」、「彼らのもとで行われる議論や彼らと受け入れ国の人々、グループ、施設との間に存在する結びつき」は「沈黙」でないばかりかむしろその意思表示である。また他方で、ペーメがイスラエルのレバノン侵攻に関して「公開声明」等を出して反対を表明するのを避けようとするのもこのことが理由であるといえる。「公開声明」、「態度表明」、「厳しい非難」、「要求リスト」はいずれも、内容に正当性があるかどうか以前の問題として、その試みと相容れないのである。

第2節 ASFの原点と立場にかかる慎重さ

「手紙」の末尾でペーメは、「公開声明」等を出すことの問題点を指摘するなかで「……一部ユダヤ人自身がこの比較を行っているという事実もまた、何も変えない。それが非ユダヤ人によって行われるのかユダヤ人によって行われるのかは、……著しい相違であり続ける」と述べる。たとえ「イスラエル内外のユダヤ人」がイスラエルとナチの比較を行なっていたとしても、非ユダヤ系ドイツ人に同じことが許されるわけではないというのである。ペーメは同じ「手紙」において、レバノン戦争、さらにはパレスチナ問題におけるASFの立ち位置を「私たちは同じように関係者であり部外者である。一方では、私たちはイスラエルとそこに暮らす人々に歴史的責任から積極的に関与しており、一部はそこで暮らし、活動している。そのうえ私たちは、イスラエルに住んでいるか世界の他の場所に住んでいるかはわかりなく、中東紛争が世界中の紛争へと拡大するという切迫した危機に襲われている。他方では、私たちは一時的にしか、あるいは全くその地域に住んでいないし、紛争当事者のどちらにも属していない⁴⁵⁾」としている。こうしたあらゆる立場への自己同一化を避けようとする慎重さは、「イスラエルの少数派の状況、占領地の人々の状況、戦争と暴力による対決の犠牲者」に「無関心でいることはできない」にもかかわらず保たれる⁴⁶⁾。ペーメは「『ASF』のイスラエルでの活動——歴史と進展」においても直近のレバノン戦争を念頭に、「『ASF』はその自己理解のゆえに、この数年の間イスラエル政府の政治に対してますます大きな隔たりを生み出さなくてはならなくなったが、活動の発端はイスラエル政府の政治によっても、妥当性を失うことはありえない⁴⁷⁾」と述べている。

上の引用文中の「活動の発端」という言葉は「『ASF』のイスラエルでの活動——歴史と進展」のなかで何度も用いられているが、ASF自身の立場への慎重さの根拠は、まさにこの「活動の発端」にあるといえる。第2章冒頭で述べたように、ASFはナチ犯罪の罪責を受け入れることを基調とするクライシスの創設声明から出発している。ASFのイスラエルでの活動においては、実際にイスラエルに赴く前からこうした事柄について話し合われ、活動期間を通して絶えずASFの自己理解が形づくられていくのである。

ASFの原点と自身がおかれている立場を常に自覚することを重視する姿勢については、前節で参照したプリングトの事例においても見られる。プリングトのボランティア活動は撮影され、それがドイツのテレビ局で放映される際に「プリングトがユダヤ人コミュニティの老人たちにとって、まさに孫のようにかわいがられる存在」だったからか、「期限付きの孫 (Enkel auf Zeit)」というタイトルをつけられた。「しかしこのタイトルにプリングトは憤りを覚えた。なぜ

なら『私はこの人たちの孫ではなく、私は私の祖父母の孫なのであって、その祖父母はナチの少なくとも一部だったから』である⁴⁸⁾。』かつてナチズムに共鳴した実の「祖父母の孫」という立場から離れないことによって、自分たち自身が引き受けなければならない、また責任を持って引き受けることが可能な問題を過不足なく扱うことができるのである。『私は被害者の孫になりたいのではなく、加害者もしくは共犯者の孫にとどまるのです。私ができることといえば被害者の声を聴き、彼女たちの運命を真剣に受けとめて、“二度と繰り返さない(NIE WIEDER)”という責任を私も引き受けることです。これは私の生涯のテーマです』とプリングトは話す⁴⁹⁾。本来の立場からの逸脱はASFの存在理由にかかわる。それゆえパレスチナ問題を論じる際のベーメの姿勢は、厳格とすらいえるような自重によって特徴づけられているのである。

第3節 「過去の負担」と「現代の矛盾」への相互に補完する取り組み

第2章では、ASF内部における問題意識が「償い」から「平和」へと移行し、そのなかで両者の間で葛藤が生じた状況を背景に「手紙」が執筆されたことに言及した。しかし、少なくともベーメの念頭には、「償い」と「平和」は対立する概念としては存在していない。

ベーメは「イスラエルでの『償いの印』の今日の活動」のなかで、『償いの印』と『平和奉仕』の結びつきについて、『償いの印』は綱領であり、『平和奉仕』は活動の形である」とし、この二つの概念はそれぞれの概念の内容を互いに具体化し合うものだと言明している⁵⁰⁾。類似の考えは、ASF幹部のフォルクマー・ダイレにも見られる。ダイレは「イスラエルでの活動と中東紛争」において、「償いの印と平和奉仕は引き離されてはならないし、また矛盾してもいけない」と述べている⁵¹⁾。ダイレによれば「平和」は、1968年にASFの名称が「平和奉仕」を追加される形で変更された時どころか、団体創設の段階ですでにASFに不可欠の概念である。ダイレは「名称変更 1968/69」のなかで、「平和奉仕は、ASFの活動が始まって以来の奉仕の形の上位概念として使われうる。試みの全ては平和を目標とするべきだろう」という定義づけとともに、「私たちにいまだに平和が訪れていないのは、とりわけ和解があまりにもわずかにしか行われていないという理由からだ」という創設者クライシヒの1958年の声明を引用する。さらに続けて、「ASFの創設の際に、この創設の主要な動機の一つは、ホロコーストの後に、非人間的な戦争の後にドイツ人であることはいったい何を意味するのかという問いだったということ」と、同時に、「諸国民の新しい共生になるという希望がASFの創設と結びついていったということ」を疑いようのないこととしている⁵²⁾。

これらにおいては「償い」と「平和」が分かち難く、対立しようのないものとみなされており、こうした立場は厳密に一致した見解とは言えないにしても、概ねASFの幹部の間で共有されていたと考えられる。

ここで、互いの動因となり結果となる形で「償い」が「平和」に資するものとなり「平和」が「償い」の助けとなるというこの観点から「過去の負担」と「現代の矛盾」の両方を引き受けるという「手紙」の主張を考える。「過去の負担」に取り組むことと「現代の矛盾」に取り組むこ

とは、相互に補完しあって促進するものであり、したがってどちらかが欠けても成り立たないということになる。「『ASF』のイスラエルでの活動——歴史と進展」のなかでペーメは、「アラブプロジェクトでの協働、イスラエルの平和勢力との連帯、イスラエルや中東の政治状況に取り組もうと試みることによって、活動の発端が疑わしくなることはない⁵³⁾」と述べている。また、パレスチナの状況に無関心であることが「過去の負担」への取り組みを形骸化させることにも言及している。それは、「もし政治的に、批判的に検討することや見解を持つことを試みないのであれば、ASFの活動を行うことや、そこで得られた経験をあらゆる抑圧、無知、潜在的な反ユダヤ主義が存在する自らの社会に伝えることはむしろ無意味なものになりうる⁵⁴⁾」というものである。

もしイスラエルをめぐる「政治的に、批判的に検討することや見解を持つこと」が「自分自身の歴史との取り組みという基礎の上に行われ、また問うことと考えることを拠り所にしてその地域に住む民族と人間の生きる権利に沿おうという誠実な試みの中で行われる」場合、はっきりするのは「この紛争の単純で政治的に筋道のたった解決策は存在しないということ」であるという⁵⁵⁾。前章第4節で触れた「手紙」の末尾の内容がここで敷衍されている。同時にペーメは「期待に満ちた兆しはわずかしがなく、しかし諦めは関係者には相応しくないということ」も明らかであると述べる⁵⁶⁾。

第5章 結論

本稿で考察したペーメの「手紙」は、ASF内部でその自己認識を「償い」に求める立場と「平和」に求める立場の間で緊張が生じたなかで書かれた。

「手紙」の内容は、イスラエルのレバノン侵攻により、ASFのイスラエルでの活動が困難な局面にあるということ、またそうしたなかでもASFはイスラエルでの活動を続けるべきであるということである。公開声明などを出してイスラエルに反対の意を表明することを求めるボランティアたちの声に対し、ペーメは異議を唱える。イスラエルを批判する言説に反ユダヤ主義が紛れ込むことを危惧するゆえである。またASFの行う活動が、イスラエルの行いを看過しているわけではないというASFとしての態度表明になるという考えからでもあった。ペーメは、このようにして「過去の負担」と「現代の矛盾」を同時に引き受けることを訴えかける。

ASFの活動にはコミュニケーションとしての意味がある。イスラエルでの活動においては、準備期間、イスラエル滞在中、西ドイツに帰国後にわたっていくつものセミナーやディスカッションの機会が用意されていた。奉仕業務そのものもコミュニケーションの場となる。ここには他者の主体性の尊重というASFに特有の和解観が反映されている。これに加えて、ペーメが自分たちをパレスチナ問題において「関係者であり部外者」としていることにもペーメの主張は支えられている。紛争におけるASFの立ち位置の問題は、ナチ体制下でドイツが犯した罪を自らのものとして受け入れることというASFの原点に深くかかわるためである。

ペーメや他のASF幹部にとって、「償い」と「平和」は対立する概念ではない。むしろ両者は、

互いに一方がもう一方の助けとなるような関係にあると考えられている。ここに、「過去の負担」への取り組みと「現代の矛盾」への取り組みは両面から行われないと意味をなさないというベーメの信条の源泉を見ることができる。この「過去の負担」と「現代の矛盾」がともに真に取組みまれた場合、明快、有効でかつ政治的に首尾一貫している方法は存在しないことが明らかになり、またこの取り組みにおいて解決の糸口が見えるようになることはあまり期待できないという悲観的な見解をベーメはもっている。そうでありながらベーメは、取り組みを放棄することは正しいことではないと考えるのである。

ASF のイスラエルでの活動はパレスチナ問題との関係において何を意味するのかを本稿では考察してきた。ASF の活動は暴力や抑圧のためにこじれた人間関係を解きほぐして新たに結び直す試みであるといえる。イスラエルでの ASF の活動が対象としているのは、ホロコースト生還者に始まり、障害者、イスラエルのアラブ系住民など幅広く、こうした試みは普遍的なものである。また、活動は抑圧的な関係の解消を志向していることの意味表示でもある。

ただ、こうした「態度表明」はレバノン戦争におけるイスラエル軍の使用兵器やサブラ・シャティーラの虐殺といった緊急性の高い問題に対しては悠長な姿勢と思われる。活動は新しい矛盾を生み出し続ける。それは目前の問題解決にとって無力であるばかりではない。ベーメが言及しているように、長期的な視野においても「償い」と「平和」の取り組みが実を結ぶ展望は保証されていない。それにもかかわらず、「関係者」であり「部外者」である ASF にとってこの取り組みは唯一とりうる方向である。この限りで、ASF のイスラエルでの活動は、それがもたらす受け入れがたい結果を甘受するなかでなお行われ、取り組まれ続けることに意味をもつ、時間をかけた和解へのプロセスとして理解することができる。

注

- 1) Wienand, Christiane, 'From Atonement to Peace? Aktion Sühnezeichen, German-Israeli Relations and the Role of Youth in Reconciliation Discourse and Practice', Birgit Schwellling, ed. *Reconciliation, Civil Society, and the Politics of Memory: Transnational Initiatives in the 20th and 21st Century*, Bielefeld/London, 2012, p. 201.
- 2) Ibid., p. 203.
- 3) シュタッフア、クリスティアン、(福永美和子訳)、『『償いの印』——特殊な方法での補償に向けたプロテスタントの市民運動』、石田勇治、福永美和子編、『想起の文化とグローバル市民社会』、勉誠出版、2016年、282頁、296頁。
- 4) Becke, Johannes, 'German Guilt and Hebrew Redemption: Aktion Sühnezeichen Friedensdienste and the Legacy of Left-Wing Protestant Philo-Semitism', in Irene Aue-Ben-David, Aya Elyada, Moshe Sluhovsky, and Christian Wiese, eds. *Jews and Protestants, From the Reformation to the Present*, Berlin/Boston, 2020, pp. 241–242.
- 5) Wienand, op. cit., p. 203.
- 6) Kloke, Martin W., *Israel und die deutsche Linke: zur Geschichte eines schwierigen Verhältnisses*, Frankfurt am Main, 1990, p. 131.

- 7) Böhme, Jörn, 'Belastungen der Vergangenheit und Widersprüche der Gegenwart. Aus einem Brief an die Freiwilligen der Aktion Sühnezeichen/Friedensdienste', in *Junge Kirche*, 1982, S. 446. なおベームは、反映された諸意見に互いに矛盾しているところがあるのをそのままにしている旨断りを入れている。
- 8) Kammerer, Gabriele, *Aktion Sühnezeichen Friedensdienste: aber man kann es einfach tun*, Göttingen, 2008, S. 12–13.
- 9) ナチ時代にブランデンブルク州の後見裁判官だったクライシヒは、安楽死計画の遂行担当者だったナチ全国指導者のボウラーを謀殺罪で告発した。また、告白教会においてユダヤ人の迫害と虐殺に明確な反対が表明されるよう尽力した。クライシヒや告白教会で指導的立場にあったマルティン・ニーメラーは、そのナチズムへの抵抗の確かさにもかかわらず戦後には自らに罪と責任があると考えた。シュタッフア前掲論文、283–284 頁。
- 10) Wienand, op. cit., p. 202. Legerer, Anton, *Tatort: Versöhnung. Über die Aktion Sühnezeichen, Friedensdienste in der BRD sowie in der DDR und Gedenkdienste in Österreich*, Leipzig, 2011, S. 16.
- 11) Kammerer, a.a.O., S. 12–13.
- 12) Kloke, a.a.O., S. 56.
- 13) Kammerer, a.a.O., S. 12–13.
- 14) Ebenda, S. 12–13.
- 15) シュタッフア前掲論文、287–288 頁。
- 16) 同上、289–291 頁。ASF の和解観について、シュタッフアは「この文脈で注意を喚起すべきことは、とりわけ助けることを許してほしいという請願である。それは教会の歴史のみならず、ナチズムの被害者との取り組みにおいても類例のないもので、贖罪思想をいかなる形であれ家父長的に働かせることを拒否する。そして関わり合い、行動と対話において学ぶ用意があることを示す。なぜならその請願は対話、応答、そして新たな行動に全幅の信頼を置いているからである。それは、パリの哲学者エマニュエル・レヴィナス (Emmanuel Levinas) に見られるような思考パターンで、自己を離れて他者へと向かう動きであり、適切な振る舞いや理解の形式を求めている自己からの実践的な脱出である。それは多くの同時代人にとっては、あまりに他者中心的で、自己中心性の希薄なものであったし、今でもそうである」と説明している。同上、290–291 頁。
- 17) Wienand, op. cit., p. 202, 219.
- 18) Böhme, Jörn, 'Die Arbeit der "Aktion Sühnezeichen/Friedensdienste" in Israel. Geschichte und Entwicklung', in K. Schneider (Hg.), *20 Jahre deutsch-israelische Beziehungen* (Schriften Bd. 10 des DIAK e. V.), Berlin-West, 1985, S. 138–140. Kloke, a.a.O., S. 56.
- 19) Kloke, a.a.O., S. 56.
- 20) Ebenda, S. 130.
- 21) Ebenda, S. 130.
- 22) Ebenda, S. 131.
- 23) Ebenda, S. 131.
- 24) Böhme, Jörn, 'Belastungen der Vergangenheit und Widersprüche der Gegenwart. Aus einem Brief an die Freiwilligen der Aktion Sühnezeichen/Friedensdienste', S. 446.
- 25) Ebenda, S. 446–448.
- 26) Ebenda, S. 446–447.
- 27) Ebenda, S. 448.
- 28) Ebenda, S. 448.
- 29) Ebenda, S. 448.

- 30) Ebenda, S. 448–449.
- 31) Ebenda, S. 448.
- 32) Ebenda, S. 449.
- 33) イスラエルでの活動は、常に十分な信頼を得ていたわけではなかった。マルティン・ブーバーは、1963年に「私はイスラエルに来るボランティアに懐疑的だ。なぜならドイツには頑なさが残っており、そこでなすべきことが十分にあるからだ」と述べた。シュタッフア前掲論文、293–294頁。また、1962年にアメリカの雑誌 *Time* がイスラエルでの ASF ボランティアについての記事を出版したとき、ボランティア受け入れ先のキブツ・ウリムのリーダーであるイエフダ・リーマーは *Time* の編集者たちに向けて、「ヒトラー時代の恐ろしい記憶と、未だ見つかっていないナチスが今日の東西両方のドイツに成功裡に生き延びていることは、ドイツ人とユダヤ人との和解を妨げる」と手紙を書いている。Wienand, op. cit., p. 225.
- 34) Böhme, Jörn, 'Belastungen der Vergangenheit und Widersprüche der Gegenwart. Aus einem Brief an die Freiwilligen der Aktion Sühnezeichen/Friedensdienste', S. 449.
- 35) Ebenda, S. 449.
- 36) Ebenda, S. 449.
- 37) Ebenda, S. 449.
- 38) Böhme, Jörn, 'Die Arbeit der "Aktion Sühnezeichen/Friedensdienste" in Israel. Geschichte und Entwicklung', S. 150.
- 39) Ebenda, S. 148
- 40) 小田博志「『窓拭き』と『聴く耳』——『行動・償いの印・平和奉仕』とインフォーマルな和解」、石田勇治、福永美和子編、『想起の文化とグローバル市民社会』、勉誠出版、2016年、321頁。
- 41) 同上、329頁。
- 42) 同上、330頁。
- 43) 同上、330頁。
- 44) 同上、331頁。
- 45) Böhme, Jörn, 'Belastungen der Vergangenheit und Widersprüche der Gegenwart. Aus einem Brief an die Freiwilligen der Aktion Sühnezeichen/Friedensdienste', S. 448.
- 46) Ebenda, S. 448.
- 47) Böhme, Jörn, 'Die Arbeit der "Aktion Sühnezeichen/Friedensdienste" in Israel. Geschichte und Entwicklung', S. 150.
- 48) 小田前掲論文、324頁。
- 49) 同上、324頁。
- 50) Böhme, Jörn, 'Die heutige Arbeit der Aktion Sühnezeichen in Israel', in *Zeichen*, Nr. 2, (Sommer)/1986, S.11.
- 51) Deile, Volkmar, 'Die Arbeit in Israel und der Nahostkonflikt', in *Zeichen*, Nr. 1, 3/1981, S. 5.
- 52) Deile, Volkmar, 'Die Namens-änderung 1968/69', in *Zeichen*, Nr. 2, (Sommer)/1986, S.12.
- 53) Böhme, Jörn, 'Die Arbeit der "Aktion Sühnezeichen/Friedensdienste" in Israel. Geschichte und Entwicklung', S. 150.
- 54) Ebenda, S. 150.
- 55) Ebenda, S. 150.
- 56) Ebenda, S. 150.

参考文献

- Becke, Johannes, 'German Guilt and Hebrew Redemption: Aktion Sühnezeichen Friedensdienste and the Legacy of Left-Wing Protestant Philo-Semitism', in Irene Aue-Ben-David, Aya Elyada, Moshe Sluhovskiy, and Christian Wiese, eds. *Jews and Protestants, From the Reformation to the Present*, Berlin/Boston, 2020, pp. 241–256.
〈URL=<https://pdfs.semanticscholar.org/a30a/5fadf4ae32c4bac6d5af94a3afa0603a4e95.pdf>〉最終閲覧日 2023 年 10 月 20 日
- Böhme, Jörn, 'Belastungen der Vergangenheit und Widersprüche der Gegenwart. Aus einem Brief an die Freiwilligen der Aktion Sühnezeichen/Friedensdienste', in: *Junge Kirche*, 1982, S. 446–449.
- Böhme, Jörn, 'Die Arbeit der „Aktion Sühnezeichen/Friedensdienste“ in Israel. Geschichte und Entwicklung', in K. Schneider (Hg.), *20 Jahre deutsch-israelische Beziehungen* (Schriften Bd. 10 des DIAK e.V.), Berlin-West, 1985, S. 137–150.
- Böhme, Jörn, 'Die heutige Arbeit der Aktion Sühnezeichen in Israel', in *Zeichen*, Nr. 2, (Sommer)/1986, S.11–15.
- Deile, Volkmar, 'Die Arbeit in Israel und der Nahostkonflikt', in *Zeichen*, Nr. 1, 3/1981, S. 4–5.
- Deile, Volkmar, 'Die Namens-änderung 1968/69', in *Zeichen*, Nr. 2, (Sommer)/1986, S.12.
- Kammerer, Gabriele, *Aktion Sühnezeichen Friedensdienste: aber man kann es einfach tun*, Göttingen, 2008
- Kloke, Martin W., *Israel und die deutsche Linke: zur Geschichte eines schwierigen Verhältnisses*, Frankfurt am Main, 1990
- Legerer, Anton, *Tatort: Versöhnung. Über die Aktion Sühnezeichen, Friedensdienste in der BRD sowie in der DDR und Gedenkdienste in Österreich*, Leipzig, 2011
- Wienand, Christiane, 'From Atonement to Peace? Aktion Sühnezeichen, German-Israeli Relations and the Role of Youth in Reconciliation Discourse and Practice', Birgit Schwellung, ed. *Reconciliation, Civil Society, and the Politics of Memory: Transnational Initiatives in the 20th and 21st Century*, Bielefeld/London, 2012, pp. 201–235.
〈URL=https://www.transcript-verlag.de/chunks/media/ePDFs_chunks/bis%201999/transcript.9783839419311/transcript.9783839419311.201/transcript.9783839419311.201.pdf〉最終閲覧日 2023 年 10 月 20 日
- 小田博志「『窓拭き』と『聴く耳』——『行動・償いの印・平和奉仕』とインフォーマルな和解」、石田勇治、福永美和子編、『想起の文化とグローバル市民社会』、勉誠出版、2016 年、305–336 頁
- シュタッフア、クリスティアン、(福永美和子訳)、『『償いの印』——特殊な方法での補償に向けたプロテストの市民運動』、石田勇治、福永美和子編、『想起の文化とグローバル市民社会』、勉誠出版、2016 年、281–304 頁